

春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食用物資（以下「物資」という。）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、納入業者のうち、地場産野菜等の生産者についてはこの限りでない。

- (1) 春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成17年規則第129号）第2条に規定する春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連法令等を遵守していること。
- (3) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理していること。
- (4) 学校給食の実施に必要な物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても迅速に対応することができること。なお、災害、感染症の流行その他やむを得ない事由により学校又は学校給食センターへの納入が困難となった場合は、市長が指定する児童福祉施設その他の施設への物資の提供に可能な限り協力することができること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を要する者及び営業の届出を要する者にあつては、食品衛生監視票（保健所が発行する食品衛生監視票をいう。以下同じ。）の総合点が90点以上であること。
- (6) 納税義務が履行されていること。

(登録の申請)

第3条 申請者は、市長が指定する期間内に、春日部市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、申請しなければならない。

- (1) 春日部市学校給食用物資納入業者使用印鑑届（様式第2号）
- (2) 委任状（代理人を置く場合のみ）

- (3) 取扱品目表
- (4) 食品衛生監視票の写し
- (5) 営業許可証（食品衛生法の規定に該当する場合）の写し
- (6) 生産物賠償責任保険証（生産・製造・加工業者の場合）の写し
- (7) 従業員細菌検査成績表
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（登録の審査）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、納入業者の登録の適否の審査を行うものとする。

2 前項の審査は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定めるものを行うものとする。

- (1) 給食調理場を有する学校 物資選定委員会（単独調理場）
- (2) 春日部市学校給食センター 物資選定委員会（共同調理場）

3 第1項の審査は、2年に1回定期に行う定期審査と市長が必要と認めた場合に行う随時審査とする。

4 第1項の審査に当たっては、物資の安定供給や特定の業者に偏ることによる購入価格の高止まりを防止するため、できる限り、同一物資における納入業者が複数の業者となるように努めるものとする。

5 市長は、第1項の審査の結果を、春日部市学校給食用物資納入業者登録結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

第5条 登録の有効期間は、定期審査による登録業者（納入業者に登録された者をいう。以下同じ。）にあつては当該審査を実施した年度の翌年度の4月1日から2年間とし、随時審査による登録業者にあつては契約を締結した日から直前の定期審査による登録業者の有効期間の満了する日までとする。

（記載事項の変更）

第6条 登録業者は、次に掲げる事項に該当した場合は、春日部市学校給食用物資納入業者登録申請書記載事項変更届（様式第5号）に当該変更事項を証する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号等に変更が生じたとき。
- (2) 業務内容に変更が生じたとき。

（登録の取消し等）

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消し等を行うことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- (2) 第2条で定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 監督官庁の命令により業務を停止させられたとき。
- (4) 長期間又は辞退の申出がなく、2回連続して見積書の提出がないとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消し等を決定したときは、登録業者に対し、春日部市学校給食用物資納入業者登録（停止・取消し）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（登録業者の責務）

第8条 登録業者は、物資の納入に当たり、常に学校給食の重要性を認識し、契約の条項を遵守するとともに市長の指示に従い誠意を持って業務を遂行しなければならない。

（調査報告）

第9条 市長は、登録業者の供給物資取扱状況に関し、必要に応じて調査又は報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。